

第 6 章 施策の展開

1 施策展開の視点

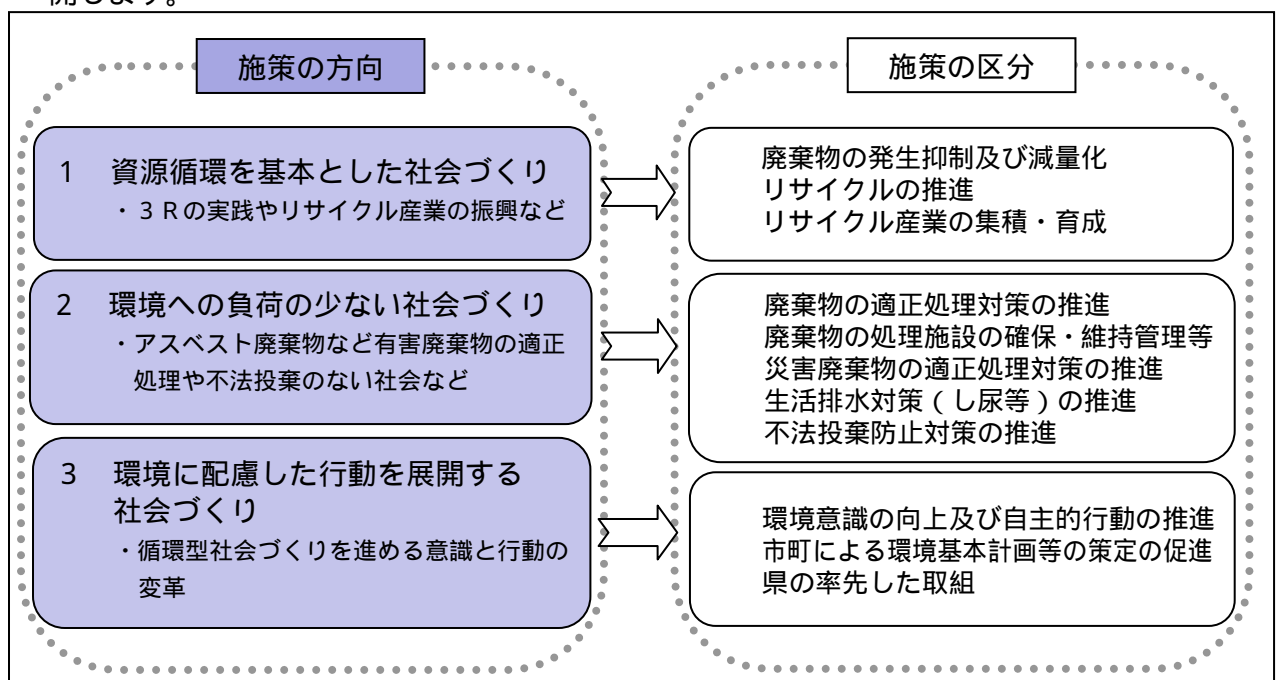
廃棄物に関する諸課題を解決し、将来世代にも継承することができる持続可能な社会づくりをするためには、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた更なる取組とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に向けた取組を併せて進めることが重要です。そこで、低炭素社会との一体的実現も視野に入れた、循環型社会の実現に向けた更なる施策を展開することが重要であるとの観点から、県民・事業者・関係団体・行政など全ての主体が適切な役割分担のもと、次の視点から施策を推進します。

視
点

- 1 循環型社会の実現に向けた更なる 3 R の推進~低炭素社会との一体的実現にも配慮**
 - ・コベネフィット型技術¹の研究開発・施設整備，焼却施設における熱回収導入促進
 - ・レアメタルの回収 など
- 2 廃棄物処理に対する県民の信頼の確保**
排出事業者責任の徹底，不法投棄対策の強化，適正処理の推進（処分場の確保等） など
- 3 新たな課題への対応**
 - ・社会環境の変化（高齢社会到来，アナログ放送終了等）への対応
 - ・有害廃棄物（アスベスト，PCB）処理施設の確保 など

2 施策の方向

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の 3 R とエネルギー・熱回収等を通じた循環型社会の実現を図るため、次の方向で施策を展開します。



1 コベネフィット型技術：環境対策（廃棄物対策）と地球温暖化対策を同時に進めることができる技術のこと。

3 施策の体系

施策の方向		施策の区分	循環型社会の実現・一般廃棄物・産業廃棄物に関する施策
資源循環を基本とした社会づくり	廃棄物の発生抑制及び減量化	一般廃棄物	生活系ごみの減量化等の推進 事業系ごみの減量化等の推進 分別排出の徹底 ごみ処理の有料化の導入 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進 容器包装リサイクル法の適正な運用
		産業廃棄物	排出抑制等の啓発・支援、リサイクル製品活用の積極的な広報〔拡充強化〕 多量排出事業者における減量化計画の策定指導〔拡充強化〕 建設廃棄物のリサイクルの推進〔拡充強化〕 廃プラスチック・木くずの燃料化による有効利用の推進 産業廃棄物埋立税制度の活用
	リサイクルの推進	循環型社会の実現	リサイクル技術研究開発・施設整備の推進〔拡充強化〕 リサイクル製品の使用促進〔拡充強化〕 リサイクル産業創出に係る人材育成〔新規〕 レアメタルの回収の推進〔新規〕 エネルギー・熱回収等の推進 各種リサイクル法の推進 農業系廃棄物・下水汚泥のリサイクルの推進
	リサイクル産業の集積・育成	循環型社会の実現	びんごエコタウンモデル地区の形成促進 福山リサイクル発電事業の推進
	廃棄物の適正処理対策の推進	一般廃棄物	社会環境の変化に対応した処理体制の構築〔新規〕 適正処理の推進〔拡充強化〕 海ごみ対策のあり方を検討
		産業廃棄物	排出事業者責任の遵守の徹底〔拡充強化〕 監視指導の強化〔拡充強化〕 マニフェスト制度による適正処理の推進〔拡充強化〕 有害産業廃棄物の適正処理の推進〔拡充強化〕 優良な産業廃棄物処理業者の育成〔拡充強化〕 産業廃棄物の広域移動の監視の強化
	廃棄物の処理施設の確保・維持管理等	一般廃棄物	市町の処理施設等の計画的整備の推進〔拡充強化〕 効率的な施設整備・広域的な取組の推進〔拡充強化〕 ごみのリサイクル及び資源エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進 ダイオキシン類対策の徹底 事故防止対策の推進 最終処分場跡地利用の検討支援
		産業廃棄物	処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導〔拡充強化〕 公共関与による処理事業の推進 地域住民との合意形成の推進 埋立終了した最終処分場・跡地の安全対策の推進 無害化処理施設・エネルギー回収に配慮した施設整備の推進〔拡充強化〕
	災害廃棄物対策の推進	一般廃棄物	市町の処理体制の整備 広域的な相互協力体制の整備
	生活排水対策（し尿等）の推進	一般廃棄物	下水道等の整備の推進 浄化槽の整備の推進 浄化槽の適正な管理の推進
不法投棄防止対策の推進	一般廃棄物 産業廃棄物	不法投棄監視体制の強化 不法投棄情報の収集〔拡充強化〕 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化 市町と県の連携〔拡充強化〕 市町の不法投棄防止対策に対する支援〔拡充強化〕	
環境意識の向上及び自主的行動の推進	循環型社会の実現	環境学習・環境教育の推進 環境情報の提供 各主体の取組支援・連携強化	
市町による環境基本計画等の策定の促進	循環型社会の実現	市町による環境基本計画等の策定の促進	
県の率先した取組	循環型社会の実現	公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 グリーン購入の推進	

網掛けは新規又は拡充強化の施策

第1節 循環型社会の実現に関する施策

1 リサイクルの推進

(1) リサイクル技術研究開発・施設整備の推進【拡充強化】

廃棄物の発生抑制，減量化，リサイクルの取組を促進するため，事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備及び産業廃棄物処理業界や大学による産学連携の活動を支援し，リサイクル産業の活性化を推進するとともに，リサイクル産業団地の整備など，地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

更に，今後は，家庭向けリサイクル製品やコベネフィット型技術の研究開発・施設整備についての支援を強化するなど，リサイクル技術の活用範囲の拡大を図ります。

(2) リサイクル製品の使用促進【拡充強化】

県内で発生した廃棄物などを使用したリサイクル製品の利用を促進するため，所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行い，県のホームページ，パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

また，登録リサイクル製品の県の事務・事業における率先的な使用などを通じて，普及の促進を図ります。

更に，リサイクル製品の販路や利用用途の拡大に向けた取組の支援を強化していきます。

(3) リサイクル産業創出に係る人材育成【新規】

これまで，廃棄物の発生抑制，減量化，リサイクルの推進のために，事業者が行うリサイクル技術等の研究開発や施設整備などへの支援に取り組んできましたが，取組の更なる進展を図り循環型社会ビジネスの促進につなげていくため，事業所でリサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組んでいきます。

(4) レアメタルの回収の推進【新規】

使用済小型家電には，多種多様なレアメタルが含まれています。これらは，一般廃棄物の不燃ごみや粗大ごみとして排出され，鉄，アルミ等が一部回収されているものの，その多くは埋立処分されています。

資源の有効利用の観点から，使用済小型家電からのレアメタルの回収システムについて，市町，事業者等と連携して検討を行います。

(5) エネルギー・熱回収等の推進

再使用及び再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより，地球温暖化防止に寄与します。

市町が設置するごみ焼却施設において，排熱を利用する廃棄物発電や熱供給システムなどが導入され，可能な限りごみがエネルギーとして利用されるよう，市町に対し技術的支援を行います。市町の支援に当たっては，国の「市町村における循環型社会

づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成19年6月環境省)」に基づいて、地域条件に応じた適切な処理システムへの見直し等が行われるよう配慮します。

また、木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいないことから、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進に努めます。

(6) 各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法が円滑に施行されるよう住民に対し、関係機関と連携して、普及啓発を行います。

また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働きかけを行います。

第25表 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12.4 (改正H18.6)	市町村による分別収集(消費者による分別排出)及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13.4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13.5 (改正H19.6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項(食品廃棄物の再資源化)が規定されています。
建設リサイクル法	H14.5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル, 工事の発注者や元請業者などの契約手続などが規定されています。
自動車リサイクル法	H17.1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担, 関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡し, 自動車メーカー等によるフロン類, エアパック類, シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。

(7) 農業系廃棄物, 下水汚泥のリサイクルの推進

家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号), 「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づいて、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上, 畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、関係団体と構成する地域資源循環型畜産推進指導協議会のもと、総合的な指導体制の充実を図ります。

下水汚泥のリサイクルの推進

下水汚泥については、セメント原料や堆肥原料などへの利用を進めます。

また、バイオマス資源である下水汚泥の燃料化事業を検討します。

2 リサイクル産業の集積・育成

(1) びんごエコタウンモデル地区の形成推進

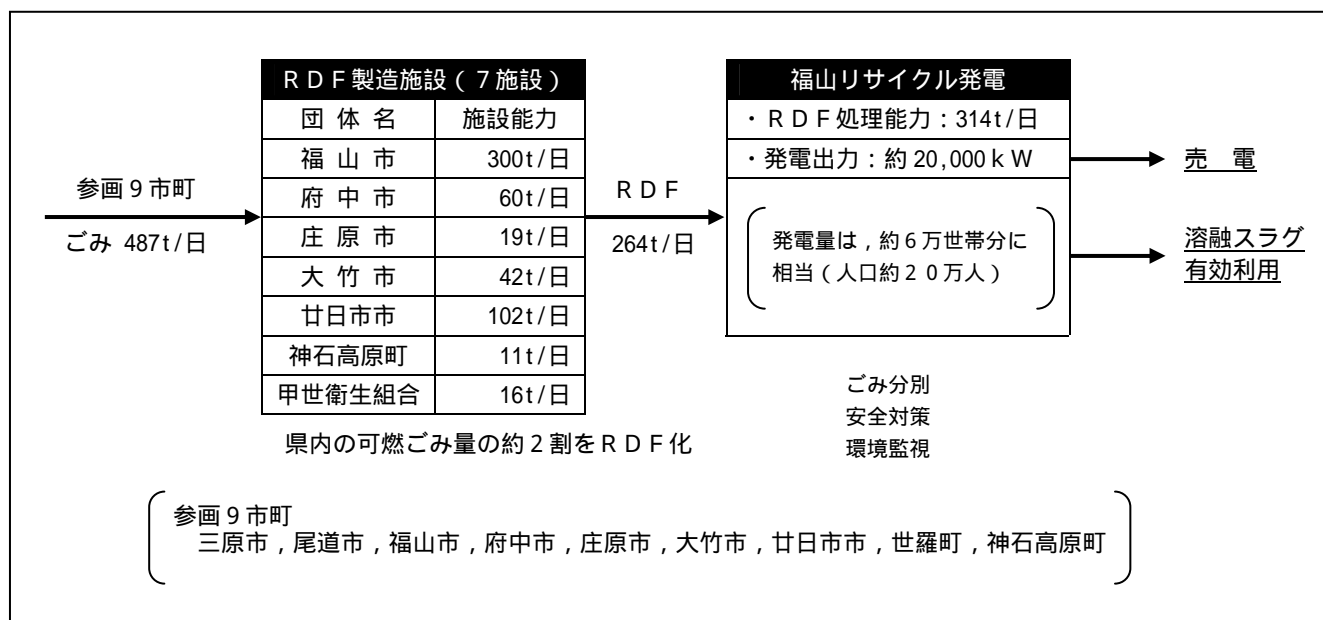
リサイクル産業の集積を通じた企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図るため、びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）内に整備（平成20年度）したびんごエコ団地をリサイクル事業者等に分譲し、リサイクル産業の立地を推進します。

(2) 福山リサイクル発電事業の推進

可燃ごみの広域処理と熱回収を通じて、環境、資源、エネルギー対策を進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

また、この事業の計画期間は平成30年度までとなっており、事業終了後のごみ処理や施設整備について検討する必要があることから、参画市町に対し、将来のごみ排出量や減量化の計画などを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどについて技術的支援を行います。

図29 福山リサイクル発電事業の概要



3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

(1) 環境学習・環境教育の推進

「ひろしま環境の日」「環境月間²」「3R推進月間」等を通じた啓発の実施

毎月第1土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び啓発活動に積極的に取

り組むとともに、国・市町・民間団体と連携して、「環境の日（6月5日）」、「環境

2 環境月間：昭和48年から、毎年6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」とし、環境省ほか関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種の普及啓発活動が行われている。

月間(6月)」、「瀬戸内海環境保全月間(6月)」、「3R推進月間(10月)」、「浄化槽月間(10月)」等様々な環境関連行事や実践事例の情報を発信し、県民・事業者等への啓発を図ります。

環境学習セミナー、講演会等の開催

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、環境問題等に関する講演会を開催するなど、環境学習の機会の充実を図ります。

学校における環境学習・環境教育の推進

環境学習指導者の紹介や啓発資料の配布を通じて、学校における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援することにより、環境学習の一層の推進を図ります。

(2) 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材、教材、施設情報等を常時分かり易く提供するため、県ホームページの環境情報サイト(エコひろしま)等を利用した積極的な情報発信に努めます。

(3) 各主体の取組支援・連携強化

環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、環境にやさしい商品の購入や省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の事業者、地域、家庭における自主的な取組を促進します。

環境にやさしい企業活動の普及促進

企業等による環境マネジメントシステムであるISO14001³、エコアクション21等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

4 市町による環境基本計画等の策定の促進

各地域での循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、市町の総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく実効ある取組を計画的に進めていく必要があります。

このため、県・市町で設置する「環境行政総合調整会議」等において協議・調整を行い、市町による環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対し、技術的支援を行います。

3 ISO14001:国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格(ISO9000シリーズ)などを発行している。

5 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率先的な取組を進めます。

(1) 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル、省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し、公共事業における環境配慮を推進します。

(2) グリーン購入の推進

「広島県グリーン購入方針」、「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて、登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達、公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また、「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて、事務所等における省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、職員の意識啓発などの取組を進め、エコオフィスづくりを推進します。

第2節 一般廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

(1) 生活系ごみの減量化等の推進

生活系ごみの減量化に当たっては、住民及び事業者がこれまでの生活様式や事業活動を見直し、「もったいない⁴」の意識をもって、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

このため、住民に対し、マイバッグ運動やマイボトル・マイカップ持参の推進により、レジ袋無料配布中止、使い捨て容器の減少など、市町と連携した普及啓発を行います。

また、ごみの排出抑制につながる制度の導入や、BDF（廃食用油を原料にした軽油代替燃料）事業、食品残渣の排出抑制・有効利用が促進されるよう、国の動向を踏まえ、市町、事業者に対し技術的支援を行います。

4 もったいない：平成17年2月に、ケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが来日した際にこの言葉を知り、世界に広め環境保全の標語にしようと呼びかけたことから注目された。「もったいない」に代表される、物を大事にする日本の心が世界に広まり、環境にやさしい社会づくりや、地球温暖化などの環境問題の解決につながることを期待されている。

第26表 ごみ発生抑制に係る取組事例

区分	取組事例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化，過剰包装の抑制，梱包の簡素化，店頭回収の推進等
住民	マイバッグ・マイボトル・マイカップの持参，過剰包装を断る，集団回収の実施，リターナブル容器等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択，生ごみ処理機等の利用，不用品交換・他用途への活用，エコクッキング，水切りの徹底，リサイクルシステムのある商品を選ぶ等
行政	マイバッグ運動，マイボトル・マイカップ持参の推進，集団回収の推進，環境教育・環境学習の推進，資源回収推進団体の育成と支援，生ごみ処理機購入補助等

(注) 1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず，水を汚さないよう工夫したり，ごみを減らしたりして，環境に配慮しながら料理をつくること。

(2) 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの発生抑制・減量化を進める上で，事業者が自ら事業系ごみの処理責任を自覚し，発生抑制，再使用，再生利用を積極的に推進することが重要です。

このため，市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定指導に対する助言のほか，業種に応じた3Rの方策について，業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

特に，食品廃棄物については，食品リサイクル法に基づき，市町，事業者及び関係機関と連携して，食品廃棄物の更なる減量化・再生利用による排出抑制を促進します。

また，食品リサイクル法の対象外である学校給食や福祉・厚生施設由来の食品廃棄物について，排出抑制及び再生利用が推進されるよう，市町，事業者に対し助言します。

(3) 分別排出の徹底

ごみを適切に分別して排出することは，リサイクルの推進及び埋立量の削減につながります。

このため，市町に対し，国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月環境省）」に基づいて，必要に応じて分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの見直しを行い，事業を円滑に行うための技術的支援を行います。

また，可燃ごみに含まれる再生利用が可能な古紙について，住民に対し，分別排出を徹底し，古紙を中心としてごみのリサイクルが円滑に行われるよう，市町と連携した普及啓発を行います。

(4) ごみ処理の有料化の導入

ごみ処理の有料化は，ごみの減量化に一定の効果があるものとされています。

このため，市町に対し，国の「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成19年6月環境省）」を参考として，ごみ処理の有料化に向けた取組について技術的支援を行います。

(5) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省）」に基づいて、廃棄物処理コストの分析を行い必要な施策を推進するための技術的支援を行います。

(6) 容器包装リサイクル法の適正な運用

容器包装廃棄物のリサイクルを円滑に実施するためには、適切な分別を徹底するなど住民の理解と協力が不可欠であることから、住民に対する分別排出の必要性等に関する啓発や、市町に対する分別収集の先進事例や新しい処理技術の情報提供などに取り組みます。

また、容器包装リサイクル法に基づき策定した「第6期広島県分別収集促進計画（平成22年10月）」に沿って、各市町の「分別収集計画」が着実に実施されるよう、市町に対し、分別収集の取組について助言を行います。

2 適正処理対策の推進

(1) 社会環境の変化に対応した処理体制の構築【新規】

本格的な高齢社会の到来により、一人暮らしの高齢者世帯が増加し、所定の排出場所に家庭ごみを排出することが困難となっています。快適な生活環境の確保のため、高齢社会に対応した処理体制の構築に向け、市町に対し先進事例などの情報提供を行います。

また、平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量のアナログテレビが廃棄され不法投棄の増加が懸念されています。こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図るため、家電リサイクル法に基づく処理体制を住民へ周知徹底するとともに、引き続き、市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を行います。

(2) 適正処理の推進【拡充強化】

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

また、在宅医療の進展により増加が予想される在宅医療廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）について、収集運搬時の針刺し事故等を防止し、適正処理を推進するため、国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月 在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）」を参考に、医療関係者等

と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の処理について更なる取組が進められるよう、市町に対して技術的支援を行います。

さらに、アスベストを含む廃棄物については、県内に設置されたアスベスト廃棄物の溶融無害化処理施設による適正処理を推進するとともに、その他の処理困難な廃棄物（消火器、廃FRP船等）については、国による広域認定制度⁵等の的確な運用を図るなど、適正処理ルートの確保に努めます。

一般廃棄物の不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

市町が測定したごみ焼却施設の排ガス、最終処分場の放流水のデータ等については、生活環境の保全に利害関係を有する住民からの求めに応じて閲覧させることが、廃棄物処理法で義務付けられています。また、平成22年の法改正により、これらの維持管理に関する情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することが義務付けられました。より円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータを適切に公表するよう、市町に対し助言します。

（3）海ごみ対策のあり方を検討

海ごみのうち、漂着ごみ対策については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）が制定され、その処理責任が海岸管理者と定められました。各海岸管理者に対しては、市町からの情報を提供します。

一方、漂着ごみや海底ごみによる環境景観の悪化、漁業被害等が発生した場合には、関係機関で連携し、情報の収集・提供や、必要な海ごみ対策の検討を行います。

更に、災害等により、大規模漂着ごみが発生した場合には、国の災害等廃棄物処理事業費補助制度等（ごみ量が海岸保全区域外で150m³以上が補助対象）を活用し、適正な処理を行うよう、市町に対し助言します。

3 処理施設の確保・維持管理等

（1）市町の処理施設等の計画的整備の推進【拡充強化】

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを継続的に確保する必要があり、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

このため、将来のごみ、し尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案して一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

5 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

また、国の「循環型社会形成推進交付金⁶（3R推進交付金）」を活用し、廃棄物を資源化するマテリアルリサイクル推進施設、発電やバイオディーゼル燃料等への転換を行うエネルギー回収推進施設など低炭素社会に対応した施設の整備を行うため、構想段階から国、県、市町が参画して計画を策定することとしており、実施に当たり、市町に対し技術的支援を行います。

廃棄物運搬車については、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金⁷」を活用した低公害車及び次世代低公害車等の整備について、市町に対し周知を図ります。

廃止したごみ焼却施設については、焼却炉解体に対する循環型社会形成推進交付金による支援制度の活用を図り、早期に解体撤去するよう、市町に対し技術的支援を行います。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に沿って実施するよう、市町に対し技術的な助言を行います。

また、これらの推進に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくため、計画段階からの情報公開を促進します。

（2）効率的な施設整備，広域的な取組の推進【拡充強化】

複数の市町の連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用が容易になる場合があること、また、ごみ焼却施設の集約化による全連続炉化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、市町村合併を踏まえ、また地域の地理的、社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模に確保に向け、広域的な取組を促進します。

また、廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが懸念されます。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、廃棄物処理施設をできるかぎり有効に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進し、施設の長寿命化・延命化に向けた市町の取組に対し技術的支援を行います。

（3）ごみのリサイクル及び資源エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進

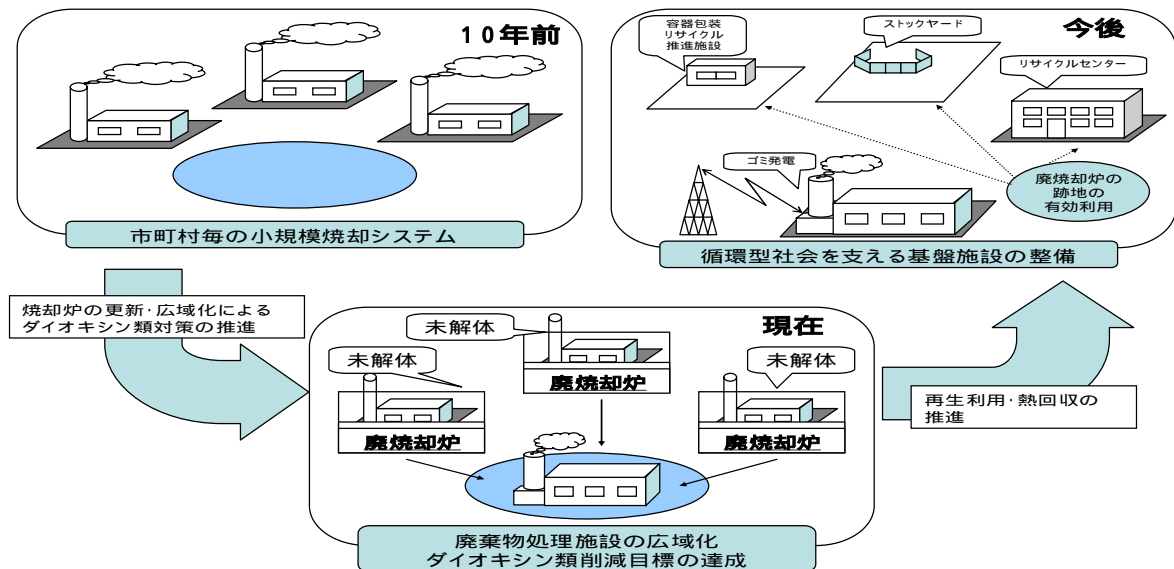
廃棄物から資源やエネルギーを回収して再利用することは、地球温暖化対策の推進を図る上で重要な方策です。

今後とも、ごみ処理施設を新設・更新する際には、廃棄物発電や新技術による効率的な資源回収及びエネルギーの有効活用が推進されるよう、市町等に対し技術的支援を行います。

6 循環型社会形成推進交付金：廃棄物処理施設整備費補助金の廃止に伴い、創設された国の交付金制度で、市町（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用について交付される。

7 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金：市町等地方公共団体（一部事務組合を含む。）が行う石油代替エネルギー及び省エネルギーに係る地球温暖化対策事業に対する国の補助制度。

また、焼却灰を溶融固化した「溶融スラグ」について、JISの品質基準の制定⁸を踏まえ、今後更に有効活用が図られるよう、公共事業等における利用を促進します。



(4) ダイオキシン類対策の徹底

焼却施設や最終処分場から排出されるダイオキシンの実態を的確に把握するとともに、施設の適正な設置や維持管理等を通じて、引き続きダイオキシン類の排出基準への適合を確保していきます。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に沿って実施するよう、市町に対し技術的な助言を行います。

(5) 事故防止対策の推進

廃棄物処理における事故の未然防止や、事故が発生した場合の被害の拡大防止を図るため、国の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月環境省）」に基づき、市町におけるマニュアルの策定について技術的支援を行います。

(6) 最終処分場跡地利用の検討支援

最終処分場の跡地については、適切な維持管理を行った上で廃止された最終処分場跡地の有効利用の検討に対し、技術的支援を行います。

8 溶融スラグに係るJISの品質基準の制定：溶融スラグをコンクリートの骨材又は一般道路用のアスファルトの骨材及び路盤材に用いる場合の規格が、平成18年7月に日本工業規格（JIS）として制定された。

4 災害廃棄物対策の推進

(1) 市町の処理体制の整備

大型台風や地震による被害の発生などに備えて、災害廃棄物が迅速かつ的確に処理されるよう、市町は事前に「水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省）」及び「震災廃棄物対策指針（平成10年10月旧厚生省）」に基づいて、水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画を策定し、組織・体制の整備を図るものとします。

また、一般廃棄物処理施設等の復旧対策について、適切な対応がされるよう、市町に対し技術的支援を行います。

更に、災害廃棄物の応急的な処分に必要な一時集積場所や最終処分場の確保、施設の復旧等に必要災害等廃棄物処理事業費補助金の確保について、市町に対し助言します。

(2) 広域的な相互協力体制の整備

広範囲に災害が発生し、市町が単独では対応できない事態に備え、近隣市町との相互協力体制の確立が図られるよう、市町に対し助言します。

なお、県と広島県環境整備事業協同組合、広島県清掃事業協同組合及び広島県産業廃棄物協会においては、災害発生時の支援協力に関する協定を締結しています。

5 生活排水対策（し尿等）の推進

(1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成23年3月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業・漁業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」や「小型浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の補助制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

省エネルギータイプの低炭素対応型浄化槽設置整備についても、これら事業の一環として市町の取組を支援します。

また、生活排水対策の一環として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

第27表 広島県污水適正処理構想(平成23年3月改定)の整備目標

区分	事業名	平成21年度末現在		平成25年度末(予定)	
		処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)	処理人口 (千人)	処理人口 普及率 (%)
集合処理	公共下水道	1,938	67.9	2,007	71.0
	農業・漁業集落排水	58	2.0	60	2.1
個別処理	合併浄化槽等	326	11.4	305	10.8
計		2,322	81.3	2,372	83.9

(3) 浄化槽の適正な管理の推進

し尿及び生活排水の処理を推進するため、下水道の代替施設としての浄化槽に対する社会的ニーズの高まりなども踏まえ、浄化槽の適正な維持管理の徹底を普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等を指導します。

また、全ての浄化槽において法定検査が実施されるよう、平成19年4月から導入している10人槽以下の浄化槽に対する効率化検査の推進を図るとともに、これまでの取組とその実績を踏まえ、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関するより効果的な普及啓発などの受検促進方策の検討・実施により、本計画期間においては法定検査受検率が概ね70%となるよう、市町、指定検査機関等と連携して受検率の向上を図ります。

第28表 法定検査体制

指定検査機関	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査(浄化槽法7条検査)	
	定期検査(浄化槽法11条検査) ・10人槽以下(5年に1回のガイドライン検査) ・11人槽以上(毎年のガイドライン検査)	定期検査(浄化槽法11条検査) ・10人槽以下(5年に4回の効率化検査)

(注)「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知、一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号)による検査のこと。

第3節 産業廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

(1) 産業廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発・支援、リサイクル製品活用の積極的な広報【拡充強化】

循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の発生を抑制し、次に廃棄物の再使用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うことが必要です。産業廃棄物を排出する事業者に対し、そうした意識を醸成するため、廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発を推進するとともに、リサイクル製品の活用を図るための積極的な広報を実施します。

また、事業所内廃棄物の減量化や排出抑制に資する施設整備について、支援します。

(2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導【拡充強化】

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。また、平成22年の法改正で、多量排出事業者が提出した減量化計画書・実施状況報告書を、都道府県知事がインターネットの利用により公表することが規定されたことから、事業者の自主的な取組を促し、減量化を推進します。

(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進【拡充強化】

コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品は、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なりサイクルの推進を図ります。

建設汚泥は、工事現場内での再生利用を指導することにより、最終処分量の縮減を図ります。

また、建築物の解体工事で発生した廃棄物については、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

特に、アスベストを含有したボード（石綿含有廃棄物）及び廃石膏ボードについては、確実な分別徹底により、適正処理及びリサイクルを推進します。

(4) 廃プラスチック・木くずの燃料化による有効利用の推進

地球温暖化対策、資源の有効利用の観点から、近年、廃プラスチック類の燃料化（RPF）が進められていることから、引き続き、こうした取組を推進します。

また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに、木質バイオマス等の活用に向けた取組を支援します。

(5) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進し、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を図る上で重要な制度です。

税活用施策について、平成23年度、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向け、新たな施策展開のあり方について検討します。

2 適正処理対策の推進

(1) 排出事業者責任の遵守の徹底【拡充強化】

廃棄物処理の基本である、廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

排出事業者が産業廃棄物を委託して処理する場合においても、排出事業者は発生から最終処分の終了まで適正に処理する責任を有していることから、排出事業者に処理状況の確認を徹底するよう指導します。

(2) 監視指導の強化【拡充強化】

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行います。

産業廃棄物の過剰保管等による不適正処理の事案が散見されていることから、平成22年の法改正で届出が義務付けられた事業場外の保管施設について、立入検査などにより監視指導を強化します。

また、排出事業者及び処理業者に、廃棄物処理法の内容（委託基準、処理基準、法改正、国の通知等を含む。）の周知・徹底を図るため講習会等を開催するとともに、産業界等が自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

(3) マニフェスト制度による適正処理の推進【拡充強化】

産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認や処理業者により適正に処理したことの伝達が確実に行われるなど、適切な運用を指導し、マニフェスト制度の円滑な実施を図ります。

また、平成20年度から排出事業者に都道府県知事（政令市）への提出が義務化された前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告⁹の周知を図るとともに、産業廃棄物処理の流れの迅速かつ的確な把握、法の遵守、事務処理の効率化が図れる電子マニフェストの利用を啓発する対策を講じ、電子マニフェストの普及を促進させます。

(4) 有害産業廃棄物の適正処理の推進【拡充強化】

アスベスト廃棄物対策の推進

飛散性のアスベスト廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で溶融による適正処理を促進します。

9 マニフェスト交付状況報告制度：産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、平成12年厚生省令第115号によりこれまで提出が猶予されていたが、省令改正により、平成20年4月1日以降提出が必要となった。マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、飛散性のアスベストは「廃石綿等処理マニュアル（平成17年8月環境省）」により、石綿含有量0.1%を超える含有物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成19年3月環境省）」により、適正処理の指導を行います。

また、解体現場、廃棄物処理施設の周辺における環境モニタリング調査を実施し、アスベストの飛散状況を監視するとともに、建設リサイクル法による解体等の届出のあった現場を、土木部局等と共同で立入し、建物の解体等のアスベスト除去工事の監視、アスベスト廃棄物の適正な分別等について指導します。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進

中国・四国・九州地方で保管されているPCBを含有する変圧器等の電気機器（PCB廃棄物）は、平成20年度から日本環境安全事業株式会社（北九州市）で、各県ごとに決められた日程で処理が行われています。平成20年3月に策定した広島県PCB廃棄物処理計画により、県内のPCB廃棄物を保管する事業者に対し、処理されるまでの適正な保管と計画的な処理を周知・徹底します。

PCBが微量に混入された廃棄物（微量PCB廃棄物¹⁰）は、その実態が不明なことから、混入の疑いのある電気機器を保有する事業者に対し、混入の状況を検査する費用を補助するなどして実態把握を行うとともに、国の認定を受けた無害化処理施設の設置を支援し、適正な処理を推進します。

ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場に対する行政検査により、基準の適合状況等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対して、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物が適正に処理されるよう、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成16年3月環境省）」に基づき、引き続き、適正処理の指導を徹底します。

また、鳥インフルエンザ等の新型インフルエンザについて、流行時においても、感染性廃棄物の処理が停滞せず安定的な処理が行われるよう、廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）」に基づき、従業員の感染防止等を定めた事業継続計画の策定を指導します。

（5）優良な産業廃棄物処理業者の育成【拡充強化】

優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、廃棄物処理法に基づき、処理業者の優良認定を行います。

10 微量PCB廃棄物：PCB廃棄物のうち、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

優良認定業者については、平成22年の法改正で、許可の更新期間が延長される特例が創設されたことから、認定に係るメリット等を啓発して認定業者の育成を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

また、社団法人広島県産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理業者が行う情報公開、社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を図ります。

(6) 産業廃棄物の広域移動の監視の強化

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状、排出工程及び搬入量などを確認・把握し、県外から過剰な産業廃棄物の搬入が行われないよう監視を強化します。

また、中国各県と、産業廃棄物の不適正処理等に係る情報交換を密にし、産業廃棄物運搬車両検査等の共同監視事業など、産業廃棄物の広域移動を監視する広域連携を検討します。

3 処理施設の確保・維持管理等

(1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導【拡充強化】

処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、稼働中の処理施設は維持管理基準等の遵守を指導します。

焼却施設及び最終処分場については、平成22年の法改正で、都道府県知事（政令市長）による定期検査や施設管理者が維持管理状況をインターネット等で公表することが義務付けられたことから、定期的に、構造基準や維持管理基準の適合状況を確認し、処理施設の安全性・信頼性等の確保を図ります。

(2) 公共関与による処理事業の推進

最終処分場の残余年数がひっ迫しているため、最終処分量の10年程度を確保できるように整備することを目標とします。

民間による最終処分場の確保が困難な状況の中で、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。

福山市箕島地区における埋立処分事業は、引き続き、財団法人広島県環境保全公社の運営により実施するとともに、広島市出島地区については、地域住民の理解を得ながら、早期に埋立処分が開始できるよう事業を推進します。

(3) 地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づき、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

(4) 埋立終了した最終処分場，跡地の安全対策の推進

埋立が終了する最終処分場について，廃止までの間の適正な管理を確保するため，法の規定に基づき，埋立終了後に必要となる維持管理費用を積立し，適正な維持管理の実施を指導します。

また，廃止した最終処分場の跡地を指定し，当該土地の形質変更などが行われる場合に，生活環境の保全上の支障が生じないように，「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づいて，適正な跡地管理を推進します。

(5) 無害化処理施設，エネルギー回収に配慮した施設整備の推進【拡充強化】

アスベスト廃棄物及び微量PCB廃棄物の適正処理を推進するため，国の認定を受けて無害化処理施設を整備する業者の取組を支援します。

平成22年の法改正で，廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事(政令市長)の認定を受ける制度が創設されたことから，エネルギーの節減，廃棄物処理における地球温暖化対策を推進するため，熱回収施設の導入の可能性・意向等を把握し，熱回収施設の認定を受けようとする業者の取組を支援します。

第4節 不法投棄防止対策に関する施策

1 不法投棄監視体制の強化

車両，船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して，不適正事案の未然防止や早期発見を図り，不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図3-1 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また，県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により，事案への対処能力の向上を図ります。

2 不法投棄情報の収集【拡充強化】

県庁に設置する「不法投棄110番・ファックス」，業界団体と締結した不法投棄通報協定等により，県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し，関係機関に迅速な情報提供を行い，不法投棄事案等の早期対応，早期解決に努めます。

3 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により，地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに，町内会や各種業界団体との連携を強化して，監視網の拡充を図ります。

また，警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク¹¹」と連動した活動を実施するなど，不法投棄監視活動の強化を図ります。

11 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本，持続可能な社会をめざして，全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

4 市町と県の連携【拡充強化】

産業廃棄物の不法投棄，不適正処理の事案は，発生した市町に関係する問題でもあることから，市町職員の県職員への併任制度等により，市町が産業廃棄物の立入検査を行うことを可能にし，事案等の発生時に県と市町が連携して迅速に対応し，早期解決を図ります。

5 市町の不法投棄防止対策に対する支援【拡充強化】

家電リサイクル法の対象4品目については，排出者のリサイクル料金が排出時に負担することとなっていることなどから，依然として，不法投棄が後を絶たない状況であり，その処理が市町の大きな負担となっています。

特に，平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い，大量のアナログテレビが廃棄され不法投棄の増加が懸念されています。こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図るため，家電リサイクル法に基づく処理体制を住民へ周知徹底するとともに，引き続き，市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を行います。【再掲】

図31 廃棄物不法投棄等対策実施体系図

